

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
令和 7 年 10 月 17 日

愛媛県立西条高等学校長 山下 和宏

1 入札に付する事項

- (1) 件名
乾式電子複写機複写（モノクロ）サービス（単価契約）
- (2) 設置場所及び予定数量
愛媛県立西条高等学校 事務室 1 台
（西条市明屋敷 234 番地）
- (3) 契約期間
令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日まで（5 年間）
入札説明書等による。
- (4) 複写見込枚数
年間約 38,400 枚（月約 3,200 枚×12 月）
なお、複写見込枚数は過去の使用実績に基づく見込み数量であり、契約期間の複写枚数を保証するものではない。
- (5) 複写機選定区分
別紙「仕様書」による。
- (6) 入札方法
ア 入札は紙入札により行う。
イ 入札金額は 1 枚当たりの単価（消費税抜きで、小数第 2 位まで記入）とする。
ウ 落札の決定に当たっては、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、その代金の支払いは、契約金額に利用枚数を乗じた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5～7 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 適正かつ確実に複写サービスを提供できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 入札参加申込書の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 愛媛県内に事業所を有し、保守体制が完備され、連絡後概ね 1 時間で保守職員を派遣できること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所
愛媛県立西条高等学校 事務室
〒793-8509 西条市明屋敷 234 番地 電話(0897)56-2030
- (2) 入札書の受領期限
令和7年11月5日(水)から令和7年11月7日(金)の午前8時20分から午後4時50分まで
- (3) 入札説明書の交付方法
令和7年10月17日(金)から令和7年10月24日(金)までの日(土、日曜及び祝日を除く)の午前8時20分から午後4時50分までに(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県立西条高等学校のホームページにおいて公表する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和7年11月10日(月) 午前10時00分
愛媛県立西条高等学校 本館1F 会議室
〒793-8509 西条市明屋敷 234 番地

4 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき期限までに提出しなければならない。
なお、発注者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
ア 提出期限：令和7年10月29日(水)の午後4時50分まで
イ 提出場所：3(1)に掲げる場所
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
なお、契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結(以下「電子契約」という。)が可能である。
- (6) 落札者の決定方法
ア 予定価格内で最低価格の入札(見積)者を落札(見積採用)者とする。
イ 落札(見積採用)となるべき同価の入札(見積)をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の9の規定により、くじ引きによって決定する。
ウ 入札回数は3回を限度とし、3回で落札しない場合において、予定価格と入札額との差が僅少のときは、直ちに随意契約に付し、入札辞退者を除く希望者から、2回を限度として見積書を徴する。

(7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 152 条から第 154 条までの規定による。

イ 詳細は、入札説明書による。